

東京都板橋区立学校の適正規模 及び適正配置について(中間のまとめ)

令和5(2023)年 月

いたばし魅力ある学校づくり審議会

(東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会)

目 次

I.	答申の策定について	1
1.	策定の目的	1
2.	答申の位置付け	2
II.	諮問事項と本審議会の基本的な考え方	3
1.	諮問事項	3
2.	学校や学校規模に関する審議会の基本的な考え方	4
III.	板橋区立学校の適正規模及び適正配置について	6
1.	板橋区立学校の現状	6
(1)	区内人口の推移	6
(2)	児童・生徒数、学校数の推移	8
(3)	学校規模の推移	10
(4)	学級規模について	15
(5)	適正規模化への具体的な取組	16
2.	板橋区立学校の適正規模についての基本的な考え方	19
(1)	学校規模による教育上の特性等	19
(2)	板橋区立学校における教育上望ましい学校規模	21
3.	板橋区立学校の適正規模及び適正配置の実現にあたり検討すべき事項	23
(1)	基本的な考え方	23
(2)	検討事項	23
①	通学区域	23
②	地域協議	24
③	小中一貫型学校	25
IV.	新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備について	27
1.	基本的な考え方	27
2.	検討すべき事項	27
(1)	ICT化	27
(2)	施設内容	27
(3)	施設更新	28
(4)	特別支援教育	30
V.	適正規模・適正配置に向けた取組	31
1.	小規模化対応	31
2.	大規模化対応	32
3.	適正配置	33
VI.	おわりに	33

I. 答申の策定について

1. 策定の目的

本審議会は、これまでに、平成 13(2001)年及び平成 24(2012)年に適正規模及び適正配置に関する議論を行い、答申を策定した。この度、令和 4(2022)年 4 月に板橋区教育委員会より「板橋区立学校の適正規模及び適正配置における基本的な考え方及び具体的方策について」諮問されたことを受け、令和 4(2022)年 4 月に第 1 回審議会を開催して以降、議事を効率的に行うための作業部会である小委員会も含めて、〇〇回にわたり、議論を進めてきた。

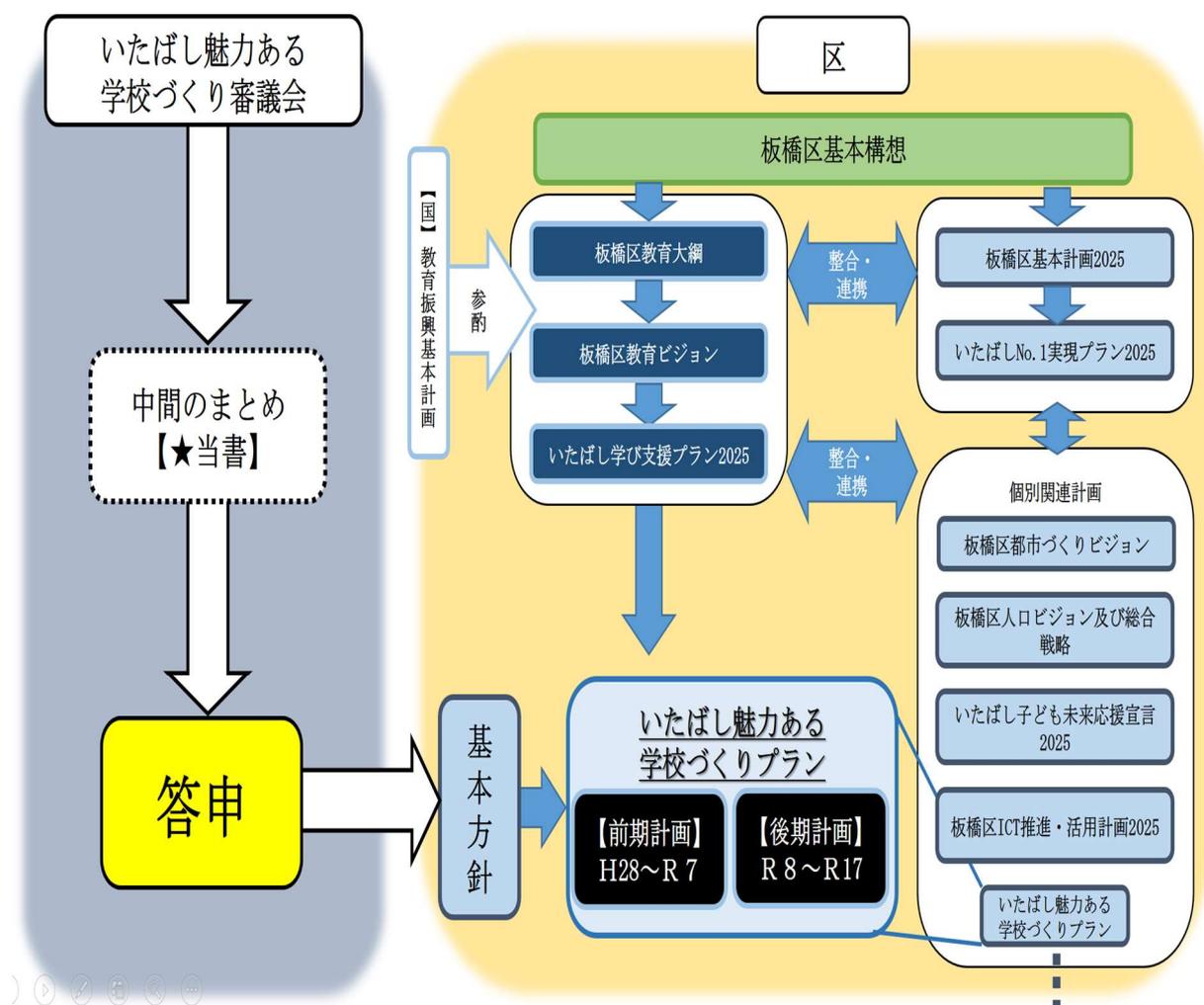
これまで区では、平成 13(2001)年 3 月及び平成 24(2012)年 3 月にそれぞれ「東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置について(答申)」(以下、平成 24 年に策定した答申を平成 24 年答申という。)において、答申された内容を踏まえて、平成 24(2012)年 5 月に「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」、平成 25(2013)年 9 月に「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針」をそれぞれ策定した。その後、平成 26(2014)年 2 月に策定した「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づき、学校施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置の視点を一体的に推進し、「魅力ある学校づくり」に取り組んできた。

平成 24 年答申から 10 年が経過し、人工知能(AI)をはじめとする先端技術が高度化し、社会経済活動のみならず、日常生活にも先端技術が取り入れられる等、社会のあり方そのものが急激に変化している。また、令和 2 年(2020)年から始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、学校生活に多大な影響を及ぼした一方で、「GIGA スクール構想」の実現に向けた取組を加速させたほか、学校行事や教室のあり方、教員の働き方等の教育環境を見直す契機にもなった。このような状況の中、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」をより一層、確実に育成するための教育内容の充実と教育環境の整備が求められている。

2. 答申の位置付け

地方公共団体は、政府が策定する教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされており（教育基本法第 17 条第 2 項）、板橋区では「板橋区教育ビジョン」を当該計画に位置づけ、そのアクションプログラムとして「いたばし学び支援プラン」が策定されている。また、「板橋区教育ビジョン」・「いたばし学び支援プラン」で示された、板橋区をめざす学校教育を推進するため、学校施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置を連動させ、多面的な検討を行うことを目的として、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」が策定された。

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の計画期間は、平成 28(2016)年度から令和 17(2035)年度までの 20 年間であり、10 年間ごとに「前期計画」と「後期計画」とに分けることとなっている。令和 8(2026)年度から実施される「後期計画」の策定に向けて、区が今後取るべき方向性の基本的な考え方及び具体的方策について、本審議会が答申するという位置付けになっている。



II. 諮問事項と本審議会の基本的な考え方

1. 諮問事項

- 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の基本的考え方について
- 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の具体的方策について
- 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備の基本的考え方について

子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しており、国が掲げる「GIGA スクール構想」による一人一台端末の導入や小学校における 35 人学級編制に加えて、新学習指導要領の実施により、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」が「令和の日本型学校教育」のめざすべき姿とされたところである。学校では、児童・生徒の学力と技能の定着及び向上を図りつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけさせることが重要である。

区では、このような教育環境の変化を踏まえた上で、令和 4 (2022) 年 1 月に策定した「いたばし学び支援プラン 2025」に基づき、「板橋区コミュニティ・スクール(iCS)の導入」や「小中一貫教育の本格実施」、「学校における働き方改革の推進」、「誰一人取り残さないための居場所づくり」を柱として、戦略的に施策・事業を展開することにより、直面する課題の解決に向けた取組を進めているところである。

とりわけ、**区が学校整備にあたって取り組んできた**「オープンスペース型運営方式¹」や「教科教室型運営(教科センター)方式²」、「職員室のフリーアドレス化」は、個別最適な学びと協働的な学びの実現や教科指導の充実、生徒の主体性の向上、教職員の働きやすさの向上といった効果が期待される所であり、また、全国的に見ても先進的な取組であるため、他自治体からの注目度も高い取組であると言える。

区立学校の児童・生徒数は過去のピーク時からおよそ半減³しており、今後、児童・生徒数は更に減少していくことが見込まれる一方、大規模集合住宅の建設に起因して、地域によっては一時的に児童・生徒数が増加⁴しており、小学校における 35 人学級編制の実施とあわせて、学級数増への対応が求められている。その他、教育環境や社会環境の変化により新しい学びへ対応するための、学び舎としての機能の充実という本来の役割だけでなく、

¹ 普通教室に隣接した空間を設置し、教室の壁面を取り払うことで、教室と一体となった大きな空間を生み出し、この空間を活用した多様な学習活動を実現する方式

² 教科教室型運営方式は、基本的にすべての授業が教科ごとの専用教室で実施され、必要に応じて生徒の活動拠点や学級活動を行うホームベース等が設置されている学校運営方式。教科センター方式は、これに加えて、関連する教科教室とメディアスペース、教科教員室等を組み合わせた教科センターを設置している方式

³ P. 9 図 5 参照

⁴ P. 14 図 12 及び図 13 参照

災害時における避難所としての防災機能、地域コミュニティの拠点等、学校施設に求められる役割が増大しており、将来的な環境変化といった視点も踏まえながら、これらの状況に対応していく必要がある。

これまで述べてきた観点から、本審議会は①適正規模 ②適正配置 ③適正規模化の方法 ④通学区域 ⑤小中一貫型学校 ⑥地域協議 ⑦施設内容・施設更新 ⑧特別支援教育の 8 つの項目について審議を行った。

学校の規模や配置の適正化を図ることは、子どもたちの成長にとって望ましい教育環境を整備するための重要な要件であるとして、子どもたちのための持続可能な教育環境の整備と学校教育の充実のために、区が今後とるべき基本的な考え方及び具体的な方策をまとめた。

2. 学校や学校規模に関する審議会の基本的な考え方

- 学校の教育環境は様々な取組により総合的に整えられるものであり、その中で、学校の規模及び配置の適正化を図ることは、子どもの成長にとって望ましい教育環境を整備するための重要な要件である
- 各学校は学校規模に応じた適切な教育の提供及び教育の充実に取り組んでおり、審議会の導き出した「望ましい学校規模」を下回ること、あるいは上回ることが直ちに望ましくない教育環境にあるとは断定できない
- 学校では児童・生徒の学力と技能の定着及び向上を図りつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身に付けさせることが重要である
- 学校の適正規模及び適正配置を進めるにあたっては学校や保護者、地域関係者による協議体において十分な合意形成を図るとともに、教育委員会による適切な情報提供や広報活動等が必要である

答申にあたっては、国の動向や学校運営の現状、教育環境の整備に係る財政状況を踏まえた効果的な教育を提供するための議論を進め、平成 24 年答申で示した教育上望ましい学校規模について見直しを行った。見直しにあたって、前提となる考え方は以下のとおりである。

現在の区立学校の中には、この「望ましい学校規模」から外れる学校が存在するが、学校の教育環境は様々な取組により総合的に整えられるものであり、各学校はそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供及び教育の充実に取り組んでいる。したがって、審議会が導き出した「望ましい学校規模」を外れることが直ちに望ましくない教育環境であるとは断

定できない。この考え方は、平成 24 年答申から変わるものではない。

このことを確認したうえで、学校の適正規模及び適正配置を実現するための具体的方策を検討した結果、「望ましい学校規模」を大きく下回る場合には平成 24(2012)年 5 月に策定した「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」に沿って、当該学校に関わる保護者や地域、関係団体等による協議体において学校の方向性を十分に検討することが望ましいとした。

一方、「望ましい学校規模」を大きく上回る場合には児童・生徒数の将来推計を十分に踏まえたうえで、学校教育に影響が出ないよう、学校隣接用地の確保も念頭に置きながら、学校施設の拡充、必要な人員確保等の運営上の配慮を検討する必要があるとした。

学校は学び舎としての教育の場であると同時に、災害時における防災機能、地域コミュニティの拠点でもあることから、適正規模及び適正配置を進めるにあたっては学校や保護者、地域関係者による協議体において十分な合意形成を図るとともに、教育委員会による適切な情報提供や広報活動等が必要である。

Ⅲ. 板橋区立学校の適正規模及び適正配置について

1. 板橋区立学校の現状

(1) 区内人口の推移

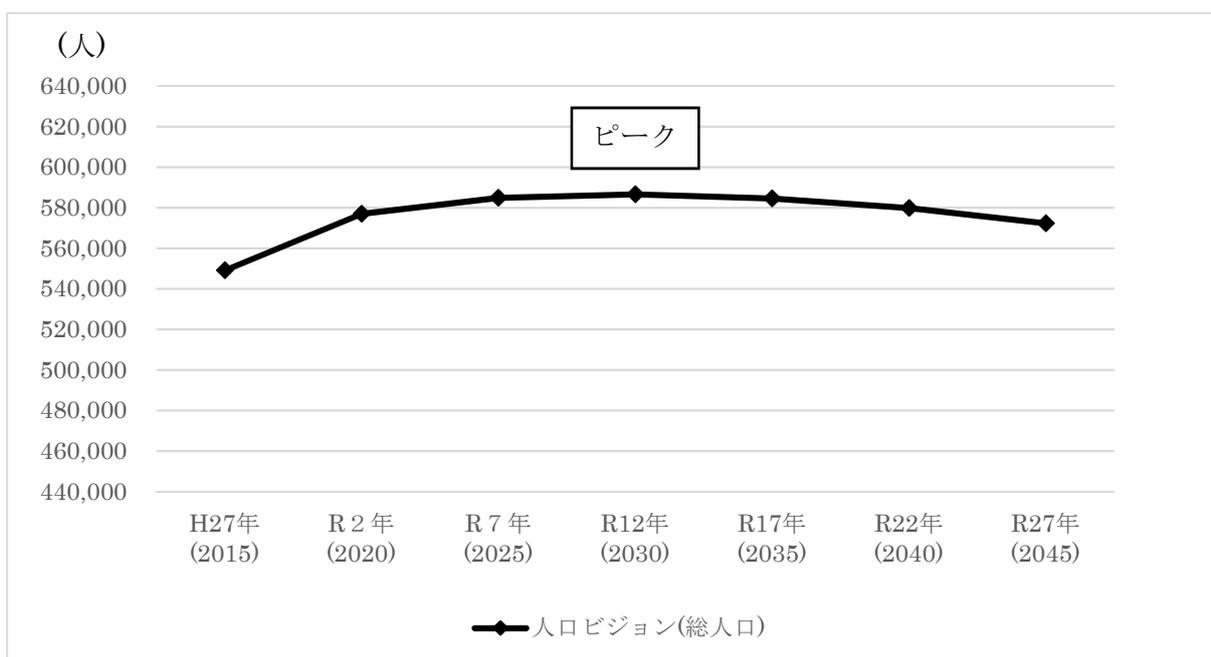
板橋区の総人口は令和 5 (2023) 年 1 月 1 日現在 568,241 人となっている。平成 27(2015)年の国勢調査人口を基準とした平成 31(2019)年 1 月改訂の板橋区人口ビジョン(2020 年～2045 年)では、区内人口のピークは令和 12 (2030) 年になるとされている。

(図 1)

また、年少人口(0～14 歳)は令和 12(2030)年までは若干の増加傾向にあるものの、その後は減少に転じ、将来的な年少人口の減少は避けられないものとされている。一方、令和 2 (2020)年以降、年少人口の実数は減少に転じており、令和 5 (2023)年時点では人口ビジョンにおける見込みと比較し、乖離が見られるよう¹になってきた。(図 2)

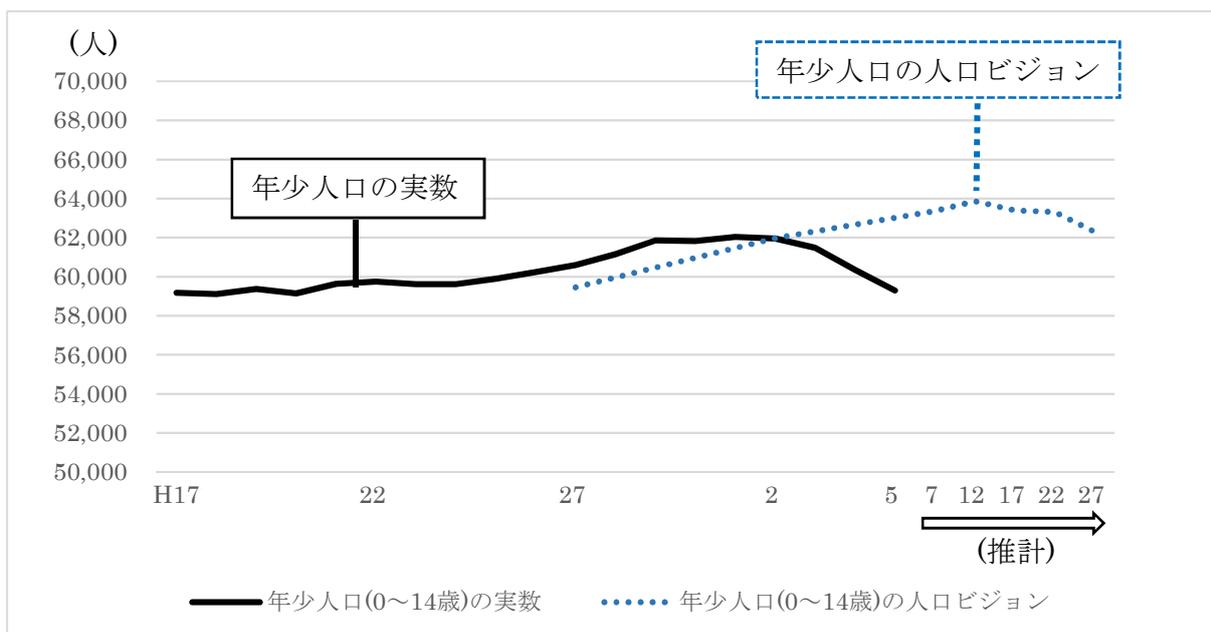
さらに、直近の年少人口の実績の詳細を見ると、0～4 才の人口が平成 31(2019)年から令和 5 (2023)年の 5 年間で約 3,600 人、15%以上減少しており、また、出生数も平成 28(2016)年から令和 4 (2022)年の 7 年間で 1,205 人減少しているため、人口ビジョンとは異なる人口動態を示し始めている。(図 3、4)

【図 1 板橋区総人口の人口ビジョンにおける見通し】



注/数値は「板橋区人口ビジョン (2020 年～2045 年)」より

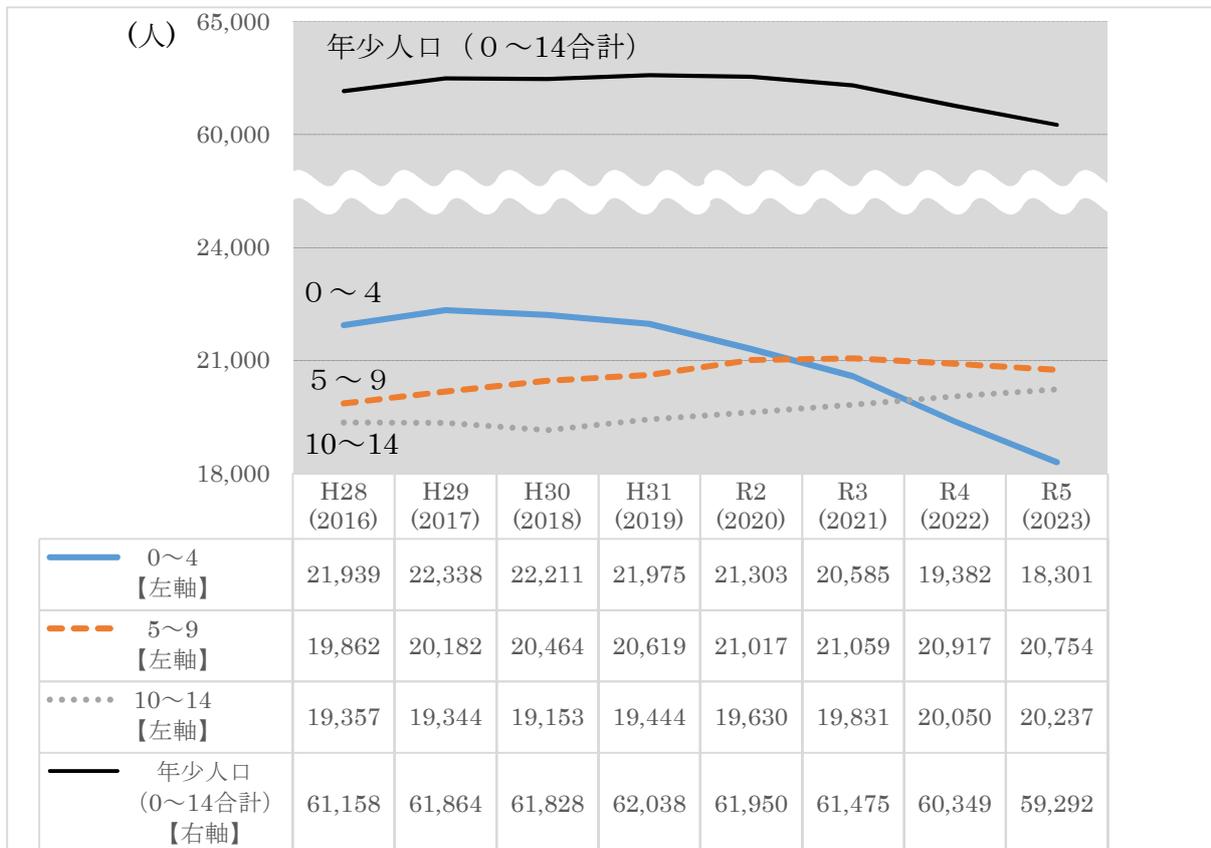
【図2 年少人口（0～14歳）の人口ビジョンと年少人口の実数との比較】



注／年少人口の実数は区HP内「世帯数・人口表」の各年1月1日の数値より

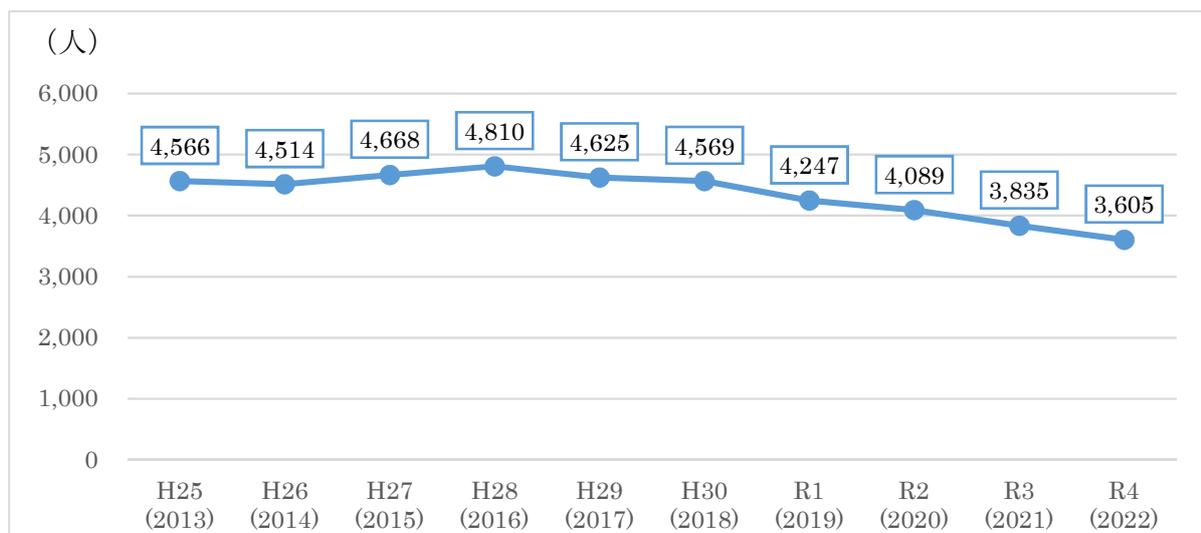
注／年少人口の人口ビジョンの数値は「板橋区人口ビジョン（2020年～2045年）」より

【図3 年少人口(詳細)の推移(直近8年)】



注／数値は区HP内「年齢別人口表」の1月1日の数値より

【図 4 区の出生数推移(直近 10 年)】



注/数値は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

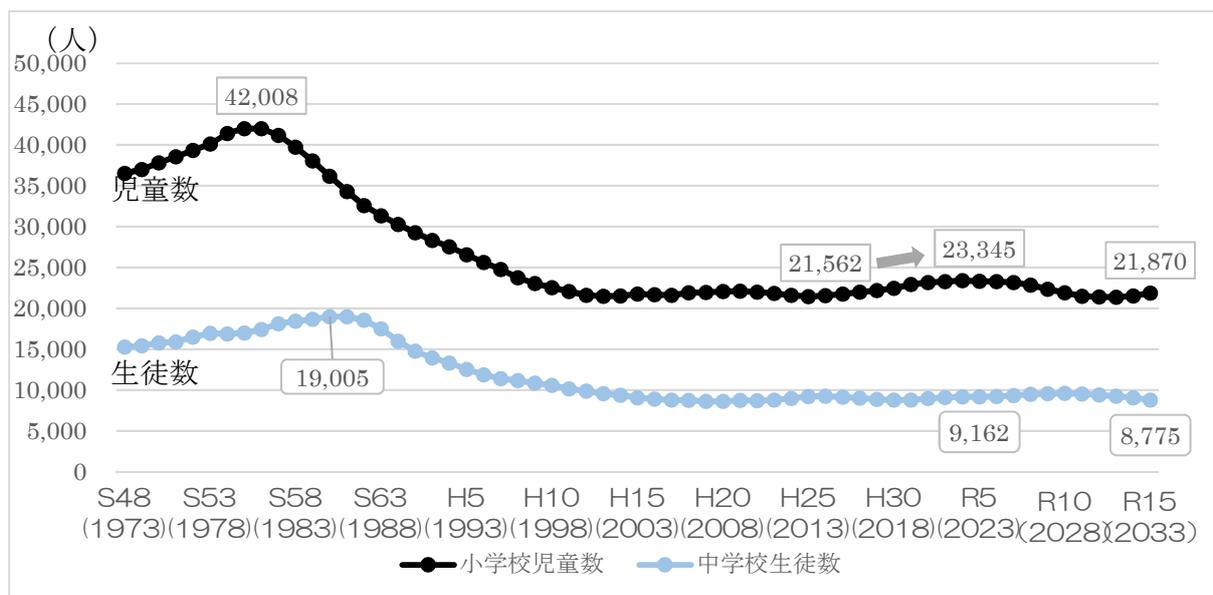
(2) 児童・生徒数、学校数の推移

昭和 40(1965)年以降の板橋区立学校の児童・生徒数の推移は小学校においては昭和 56(1981)年の 42,008 人、中学校においては昭和 60(1985)年の 19,005 人をピークに急激な減少を続け、平成 24(2012)年から令和 4(2022)年までの増加傾向を経て、令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の児童・生徒数は小学校 23,345 人、中学校 9,162 人となっている。児童・生徒数をピーク時と比較すると、減少率は小学校が 44.4%、中学校が 51.8%となり、半数近くまで減少している。(図 5)

また、令和 3(2021)年の中央教育審議会において答申された「令和の日本型教育の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」によると、特別支援学級に在籍する児童・生徒数及び通級による指導を受ける児童・生徒数は増加し続けているとされており、板橋区においても同様の傾向が見られる。(図 7)

一方、学校数については学校数が最も多かった時(昭和 58(1983)年からの約 20 年間)から小学校は 6 校、中学校は 2 校減少しており、学校数をピーク時と比較すると減少率は小学校が 10.5%、中学校が 8.3%となっている。(図 6)

【図 5 児童・生徒推移(特別支援学級(固定)含まない)】

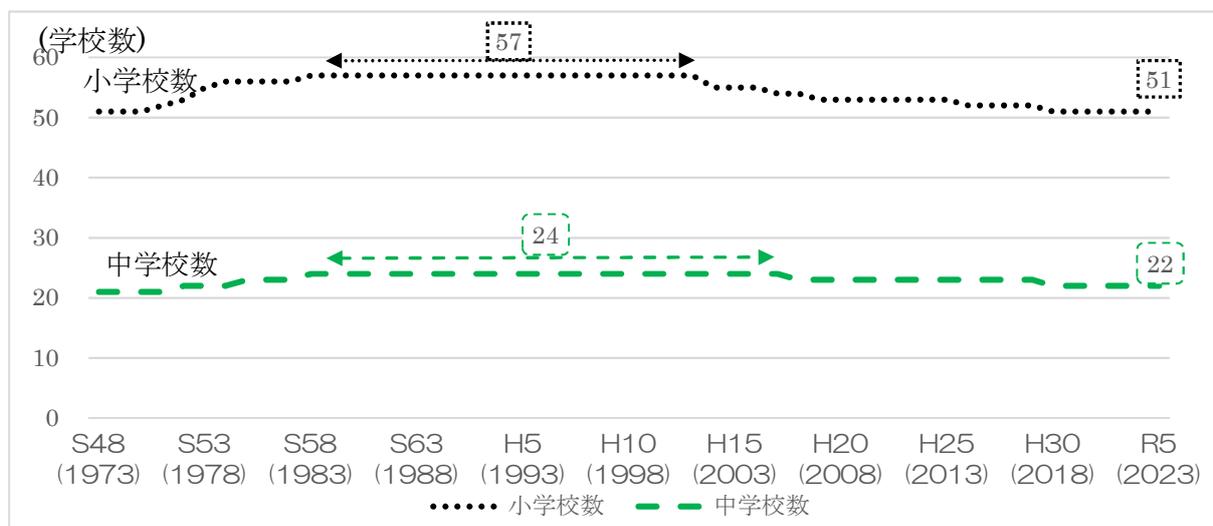


注/数値は「教育要覧」より

注/図 5 の推計方法について

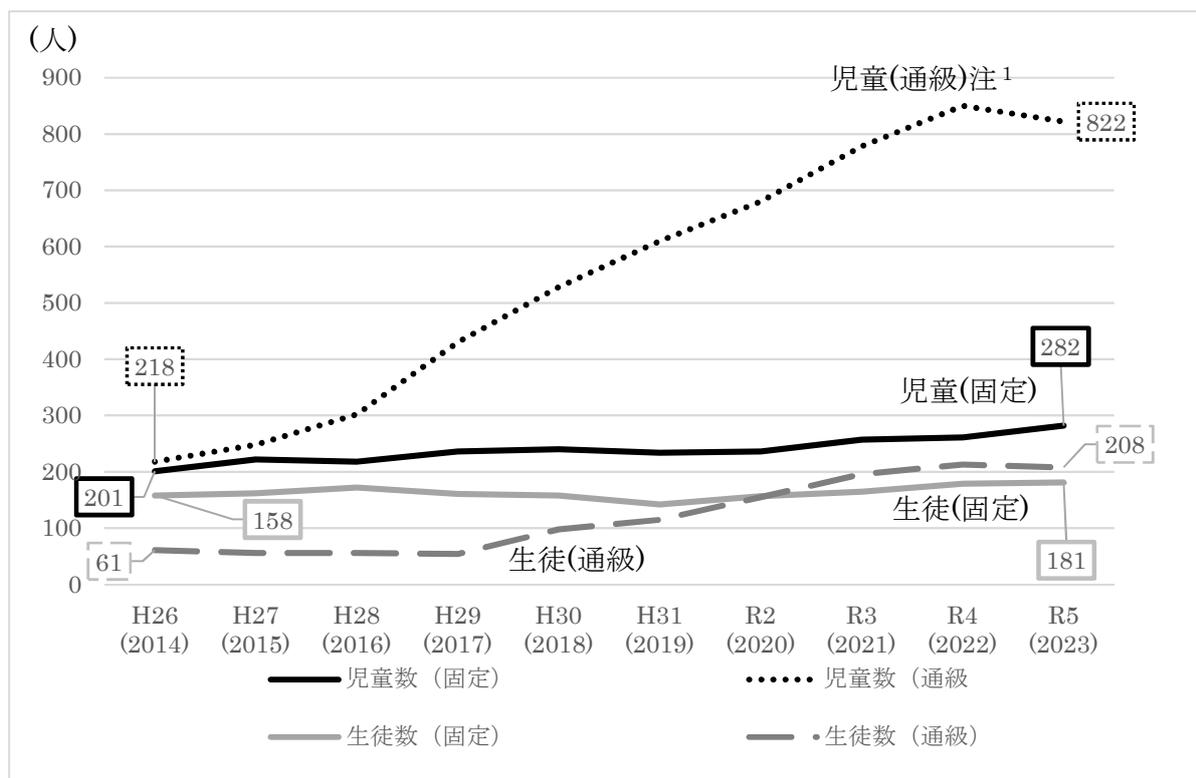
- ① 令和 5 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳人口に各学校の想定入学率を乗じて、各年度の入学者数を算出。
 ※令和 12 年以降の推計において使用している、令和 5 年 5 月 1 日現在で生まれていない 0 歳未満人口の想定数は、通学区域内の 0 歳人口の過去 5 年平均を基本として算出。ただし、過去 5 年平均と過去 2 年平均を比較し、10 人以上の差がある場合は、出生数の変化を考慮し 2 年平均を採用。
- ② 通学区域内に一定規模以上の集合住宅建設情報がある場合は、総戸数に東京都から公表される教育人口等推計の集合住宅出現率を乗じた年齢別出現数を算出。
- ③ ②で算出した人数を入居開始年度の翌年度に①で算出した人数に加算する。(年度途中で転校してきた場合はその年の学級編制に影響はないが、翌年度の学級編制に影響するため)

【図 6 学校数推移(特別支援学級(固定)含む)】



注/数値は「教育要覧」より

【図 7 特別支援学級(固定)・特別支援教室(通級)の児童・生徒数推移(直近 10 年)】



注/数値は「教育要覧」より算出

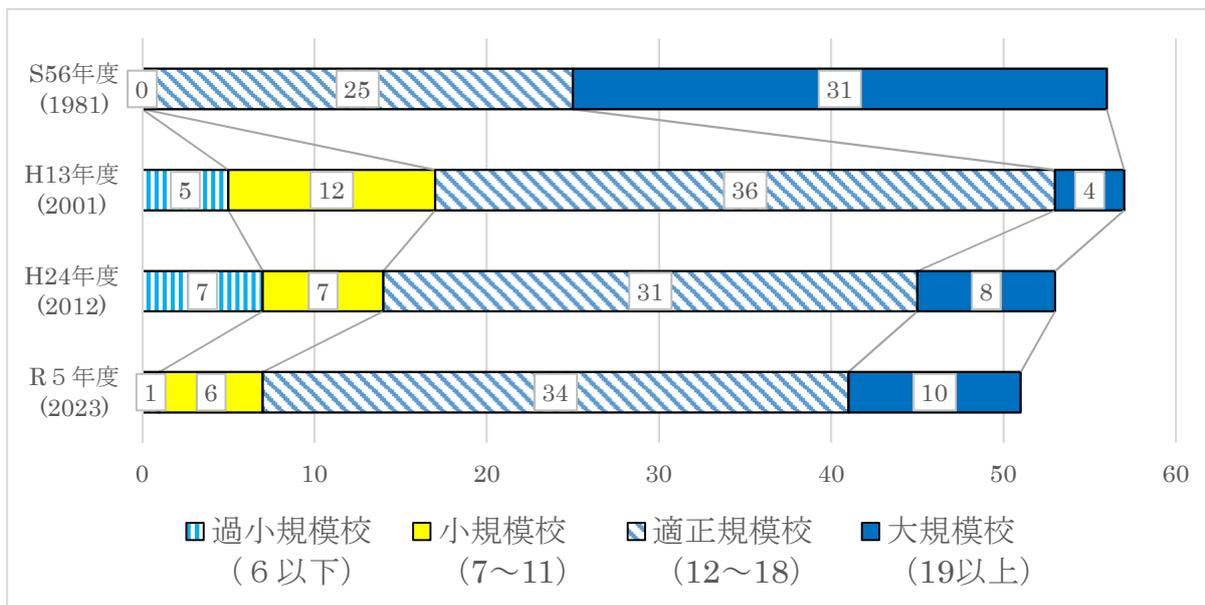
注¹/児童(通級)には「特別支援教室(STEP UP 教室)」と「通級指導学級(きこえとことばの教室)」の合計

(3) 学校規模の推移

学校規模の推移をみると、大規模校である 19 学級以上の学校の数は、小学校においては、昭和 56(1981)年度の 31 校から令和 5(2023)年度には 10 校へと 21 校減り、中学校においては、昭和 60(1985)年度の 17 校から令和 5(2023)年度には 3 校へと 14 校減っている。(図 8、9)

近年は、小学校 6 学級以下、中学校 5 学級以下の過小規模校は減少傾向にあるものの、11 学級以下の小規模校は令和 5(2023)年度現在、小学校においては 6 校、中学校においては 9 校と一定程度存在している。小学校においては令和 3(2021)年度からの 35 人学級編制の実施により、全般的に学校規模は回復していく見込みである。

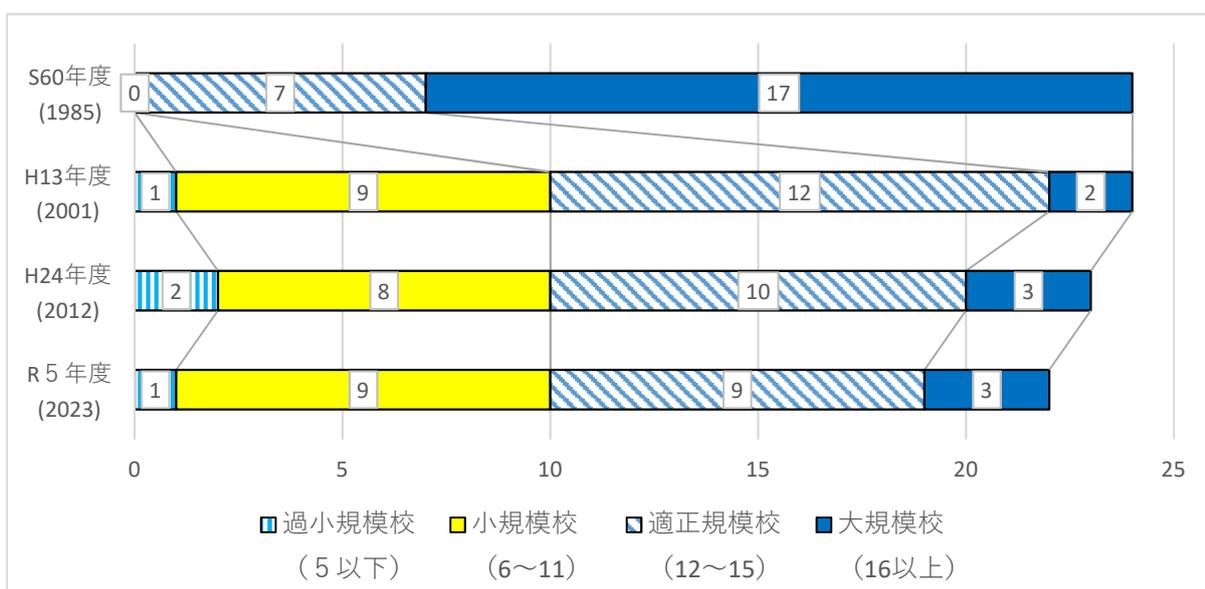
【図 8 小学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない)】



注/数値は「教育要覧」より算出

注/小学校児童数ピーク時の昭和 56(1981)年度及び過去に開かれた審議会の答申時期である平成 13 (2001) 年度、24(2012)年度と比較

【図 9 中学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない)】

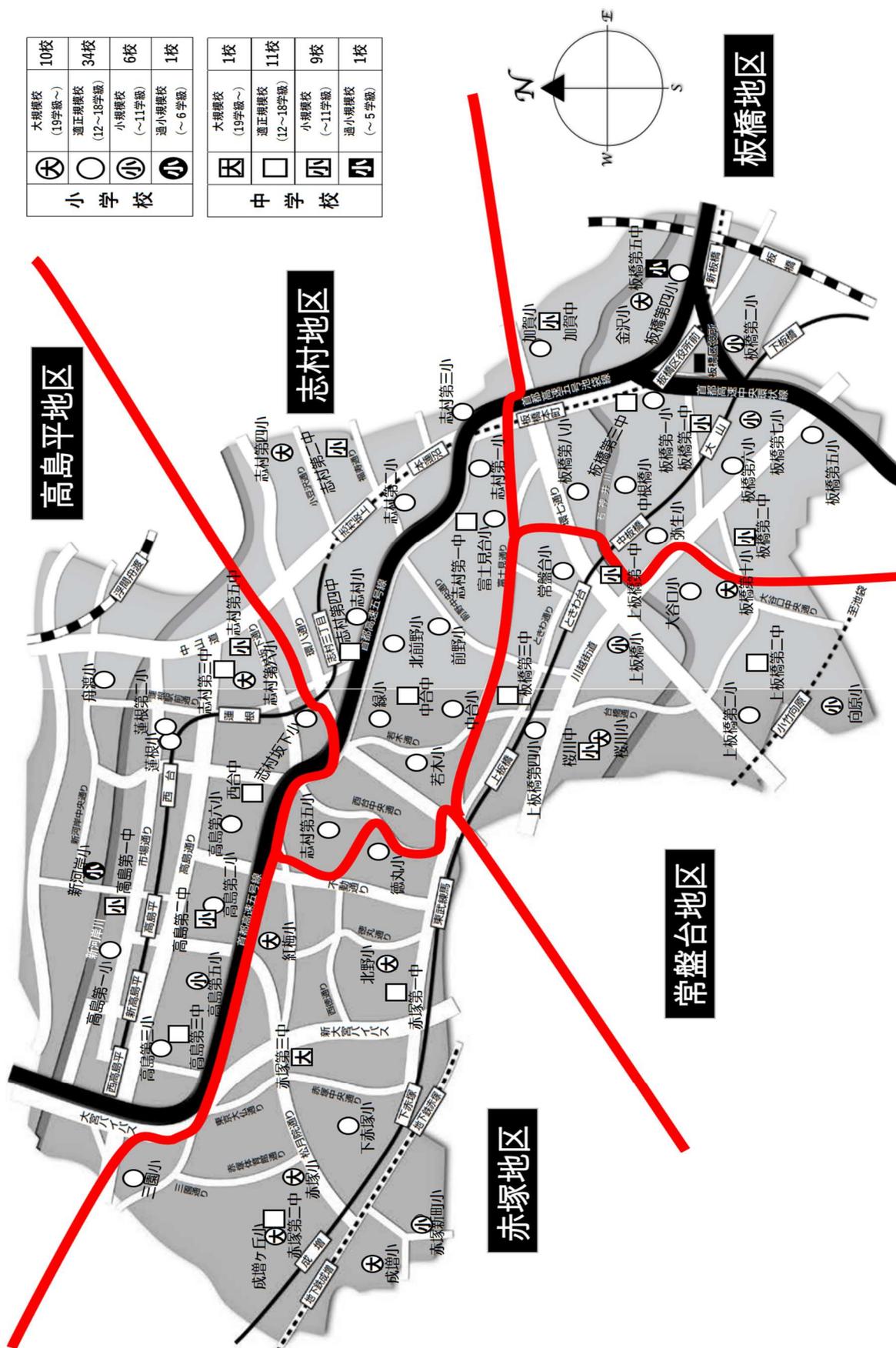


注/平成 24 年答申で示された学校規模により算出

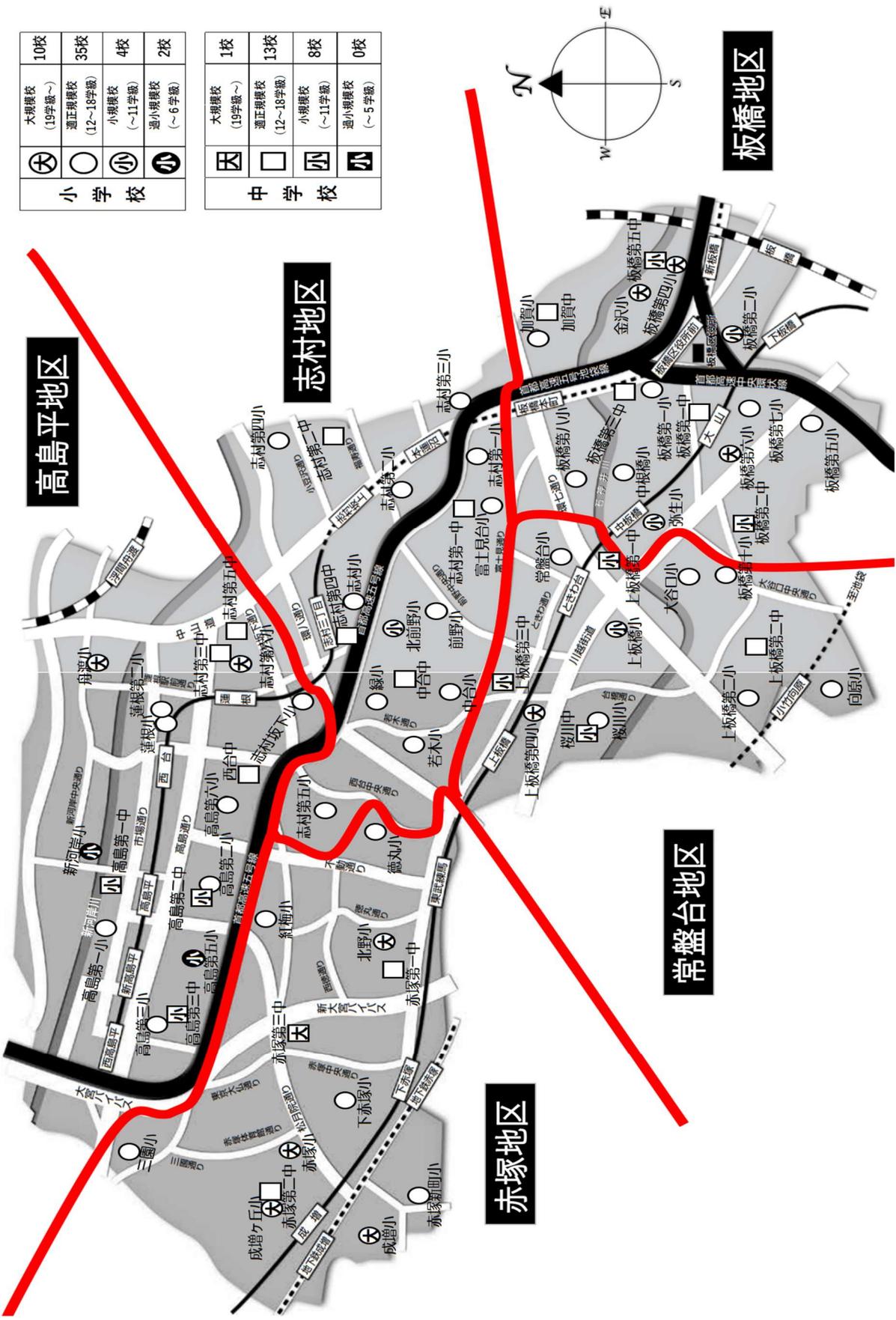
注/数値は「教育要覧」より算出

注/中学校生徒数ピーク時の昭和 60(1985)年度及び過去に開かれた審議会の答申時期である平成 13 (2001) 年度、24(2012)年度と比較

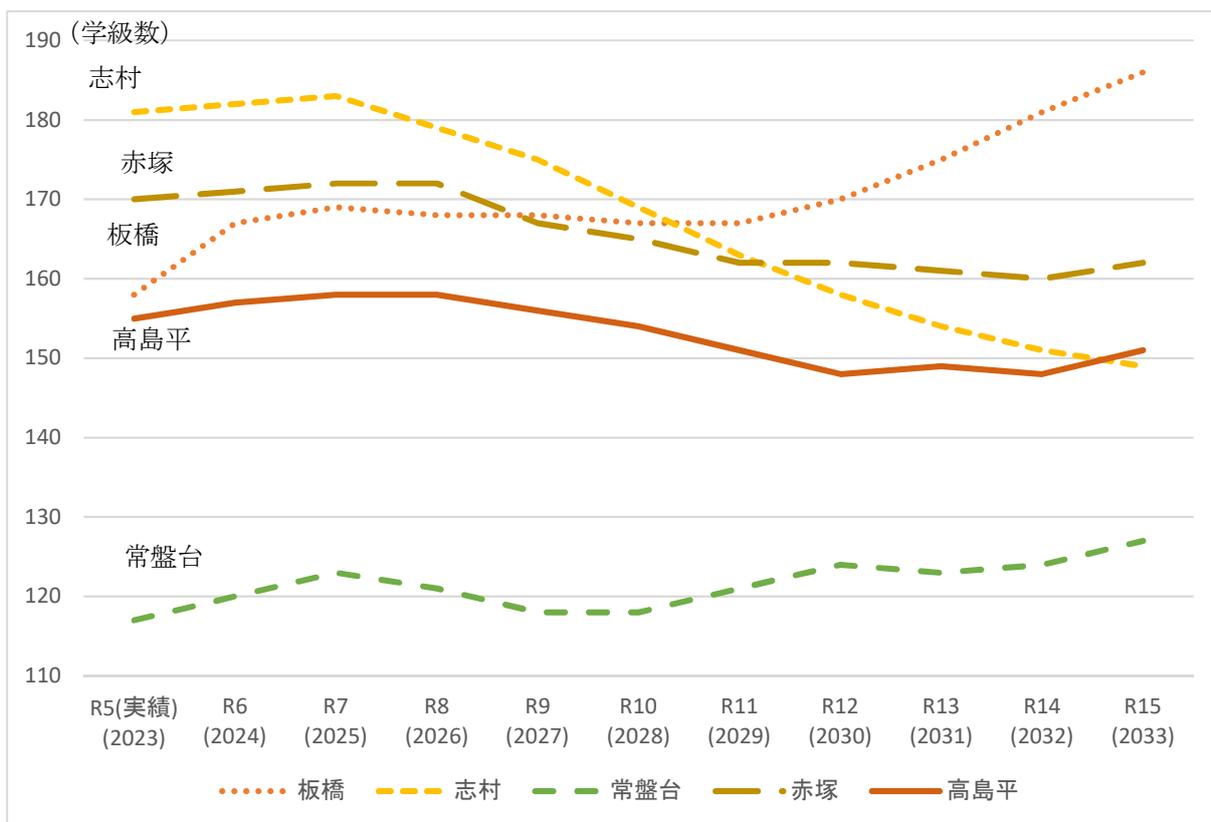
【図 10 学校配置図と各学校の学校規模（令和 5 年度）】



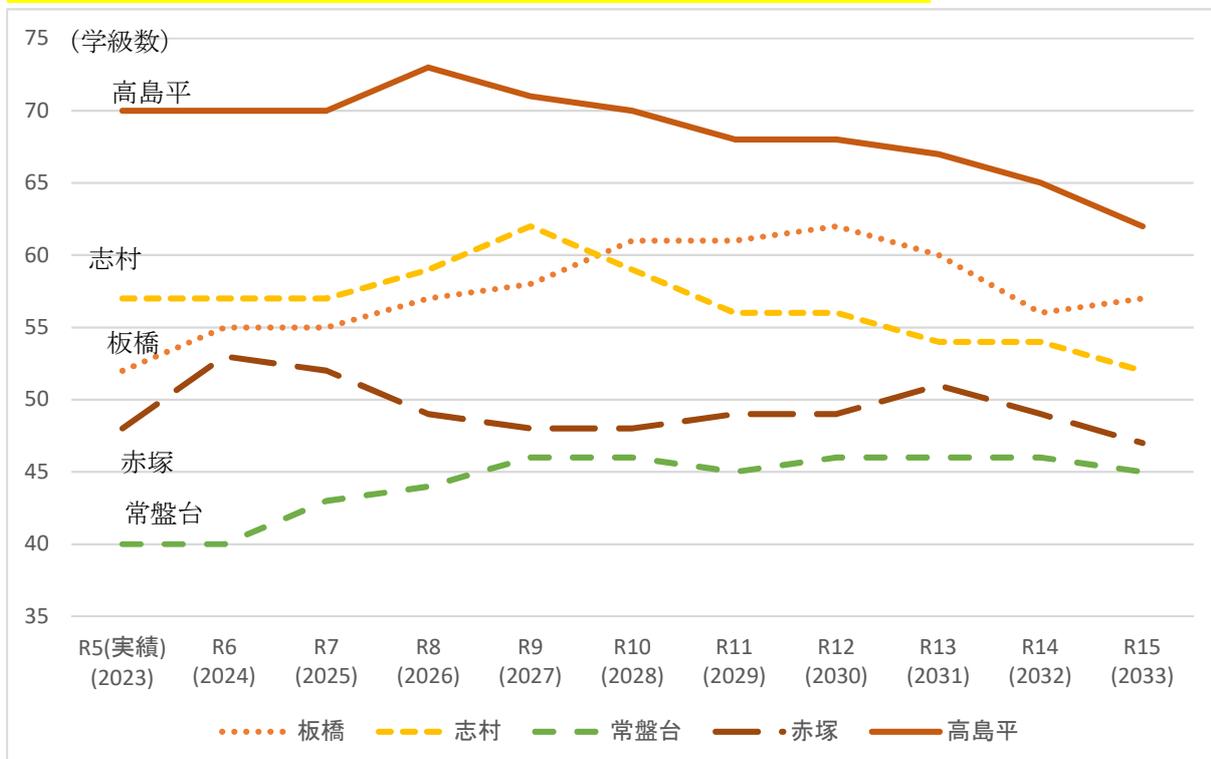
【図 11 学校配置図と各学校の学校規模（令和 15 年度推計）】



【図 12 地区毎の小学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない)】



【図 13 地区毎の中学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない)】



注/図 12 及び図 13 の推計方法について

- ① 令和 5 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳人口に各学校の想定入学率を乗じて、各年度の入学者数を算出。

※令和 12 年以降の推計において使用している、令和 5 年 5 月 1 日現在で生まれていない 0 歳未満人口の想定数は、通学区域内の 0 歳人口の過去 5 年平均を基本として算出。ただし、過去 5 年平均と過去 2 年平均を比較し、10 人以上の差がある場合は、出生数の変化を考慮し 2 年平均を採用。

- ② 通学区域内に一定規模以上の集合住宅建設情報がある場合は、総戸数に東京都から公表される教育人口等推計の集合住宅出現率を乗じた年齢別出現数を算出。
- ③ ②で算出した人数を入居開始年度の翌年度に①で算出した人数に加算する。(年度途中で転校してきた場合はその年の学級編制に影響はないが、翌年度の学級編制に影響するため)
- ④ 35 人学級編制導入を考慮し、令和 5 年度は 4 年生までを 35 人学級、5・6 年生を 40 人学級、令和 6 年度は 5 年生までを 35 人学級、6 年生を 40 人学級、令和 7 年度は 6 年生までを 35 人学級として算出し、③で算出した人数を 35 人学級の学年には 35 で、40 人学級の学年には 40 で除して学級数を算出。

(4) 学級規模について

国の法令⁵により学級編制の標準が設定され、これをもとに東京都において学級編制の基準が設定されている。東京都においては、小学校 1 年生を除き 1 学級あたり 40 人を基準として学級編制されていたが、令和 3 (2021) 年度に学級編制に関する法律が改正され、令和 3 (2021) 年度は 2 年生、令和 4 (2022) 年度は 3 年生と順次 35 人学級編制が適用され、令和 7 (2025) 年度に小学校すべてで 35 人学級編制となる。上記の改正に伴い、1 学級あたりの平均児童数は減少している。(表 1)

【表 1 板橋区の 1 学級あたりの児童・生徒数(特別支援学級(固定)含まない)】

小学校における 1 学級あたりの児童数(平均)	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
令和 4 年度 (～3 年生：35 人学級編制)	<u>28.8 人</u>	<u>29.5 人</u>	<u>28.7 人</u>	31.7 人	32.0 人	32.8 人
令和 5 年度 (～4 年生：35 人学級編制)	<u>28.8 人</u>	<u>28.9 人</u>	<u>29.2 人</u>	<u>29.3 人</u>	31.5 人	32.1 人

※下線部は 35 人学級編成

中学校における 1 学級あたりの生徒数(平均)	1 年生	2 年生	3 年生
令和 4 年度	34.0 人	35.6 人	34.2 人
令和 5 年度	32.2 人	35.3 人	35.7 人

注/令和 5 年 5 月 1 日現在児童・生徒数より

⁵ 公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(5) 適正規模化への具体的な取組

学校の適正規模化への具体的な取組として、通学区域の変更と学校の統廃合を行ってきた。大規模な集合住宅建設による児童・生徒数の増加が見込まれる場合は、通学距離や安全性に配慮したうえで、**地域や学校の状況に応じて**通学区域を変更することで、学校の大規模化を未然に防ぐとともに、小規模校の適正規模化にも効果を発揮してきたところである。

また、継続して過小規模となっている学校については、適正規模・適正配置に関して話し合う協議会を設置し、**教育環境の充実のための方策や保護者や学校・地域住民の学校に対する思いや愛着を意見書にまとめることで、学校の統廃合をはじめとする子どもたちの教育環境の整備**を行ってきた。

これらの学校の適正規模・適正配置に関する取組により、子どもたちの教育環境の改善を図るとともに、学校生活における社会性や規範意識の更なる習得に寄与してきた。

【表 2 これまでの通学区域変更履歴】

実施時期	変更地域	変更前	変更後	主な変更理由等
平成 14 年				
4 月 1 日	本町(全域)	板橋第三小	加賀小	板橋第三小学校と稲荷台小学校を閉校し、加賀小学校を新設のため通学区域を再編。
	加賀二丁目 21 稲荷台(全域) 清水町 1～12、26～39	稲荷台小		
	高島平一丁目 79～84 高島平九丁目 1	高島第四小	高島第六小	
	高島平九丁目 14～23、48		高島第一小	
平成 16 年				
8 月 1 日	前野町三丁目 37 大原町 44～46	前野小	志村第一小	前野町三丁目 37 の集合住宅建設に伴う変更。
12 月 24 日	西台一丁目 1、4～6、10～26 若木三丁目 21、23、25、27、29、31	若葉小	志村第五小	若葉小学校を閉校し、若木小学校と統合。 統合に伴い、若葉小学校の通学区域を志村第五小学校、若木小学校の各通学区域に編入。
	西台一丁目 2、3、7～9 若木二丁目 3～9、11～13 若木三丁目 1～20、22、24、26、28、30 中台三丁目 21～22		若木小	
	双葉町 3、5～47 大和町 9～42 富士見町 1～27、32～33	板橋第四中	板橋第三中	板橋第四中学校を閉校し、板橋第三中学校と統合。 統合に伴い、板橋第四中学校の通学区域を板橋第三中学校、志村第一中学校の各通学区域に編入。
	富士見町 28～31、34～39 常盤台一丁目 33～37		志村第一中	

第 10 回いたばし魅力ある学校づくり審議会資料

平成 17 年				
4 月 1 日	西台一丁目 2、3、7~9 若木三丁目 17、19 若木三丁目 29、31	西台中	中台中	若葉小学校の統廃合に伴い、小学校と中学校との通学区域の整合性を図るために変更。
	若木三丁目 30	志村第四中	中台中	
平成 18 年				
4 月 1 日	板橋三丁目 6~14、16~22、30~43 板橋四丁目 56~62	金沢小	板橋第四小	金沢小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
8 月 1 日	高島平二丁目 28-1~6、32-1~4、33-1~7 高島平三丁目 13	高島第七小	高島第二小	高島第七小学校を閉校し、高島第二小学校と統合。 統合に伴い、高島平第七小学校の通学区域を高島第二小学校の通学区域に編入。
8 月 25 日	大和町 11~13、33~40	中根橋小	板橋第八小	板橋第八小学校の適正規模化のため、中根橋小学校の通学区域の一部を板橋第八小学校の通学区域に編入。
平成 20 年				
4 月 1 日	前野町二丁目 16~18 前野町六丁目 1~7	前野小	中台小	前野小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
平成 23 年				
4 月 1 日	坂下三丁目 6、9、10	志村第六小	蓮根小	文部科学省からの少人数学級編製の計画案の公表及び、志村第六小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う、志村第六小学校の施設の不足に対応するために変更。
平成 24 年				
8 月 1 日	清水町 1~12、26~39	加賀小	志村第三小	志村第三小学校の適正規模化及び加賀小学校の通学区域の児童数増加による教室数不足へ対応するために変更。
平成 25 年				
5 月 17 日	幸町 1~10 大山西町 1~4	大山小	板橋第六小	大山小学校の閉校に伴い、大山小学校の通学区域を板橋第六小学校、板橋第十小学校の各通学区域に編入。
	幸町 11~66 大山西町 5~28、43~58、60~66		板橋第十小	

平成 26 年				
8 月 1 日	小豆沢一丁目 2	志村第四小	志村第二小	志村第四小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
	蓮沼町 23、24、35～83	志村第二小	志村第三小	
	前野町二丁目 36	前野小	富士見台小	前野小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
	常盤台一丁目 33～37	富士見台小	常盤台小	
平成 29 年				
8 月 1 日	栄町 35～36	板橋第九小	板橋一小	板橋第九小学校と板橋第一小学校を統合(合流)。 統合(合流)に伴い、板橋第九小学校の通学区域を、板橋第一小学校、板橋第八小学校、中根橋小学校、弥生小学校の各通学区域へ編入。 併せて、中根橋小学校の通学区域の一部を板橋第八小学校の通学区域に編入。
	氷川町 20～28、34、35		板橋八小	
	大和町 1～8、43～50		中根橋小	
	栄町 1～8、19～31、33～34		弥生小	
	双葉町 1、2、4	中根橋小	板橋八小	
	仲町 4～12、25～34			
大和町 9、10、41、42	向原中	上板橋第二中	向原中学校と上板橋第二中学校を統合。 統合に伴い、向原中学校の通学区域であった大谷口(全域)と向原(全域)を上板橋第二中学校の通学区域に編入。	
大谷口一丁目(全域) 大谷口二丁目(全域) 向原一丁目(全域) 向原二丁目(全域) 向原三丁目(全域)				
令和 3 年				
8 月 1 日	小茂根三丁目 1～6	上板橋第二中	桜川中	上板橋第二中学校の改築移転(旧向原中学校校地への移転)に伴う変更。

【表 3 これまでの統廃合履歴】

条例施行日	開校・統合した学校	閉校(廃校)した学校	方式	小学校数	中学校数
～平成 13 年度まで				57	24
平成 14 年 4 月 1 日	加賀小学校	板橋第三小学校 稲荷台小学校	両校を廃止し、新校を設置	55	
	高島第六小学校	高島第四小学校 高島第六小学校	両校を廃止し、新校を設置		
平成 17 年 4 月 1 日	若木小学校	若葉小学校	若木小への吸収統合	54	

平成 18 年 4 月 1 日	板橋第三中 学校	板橋第四中 学校	板橋第三中へ の吸収統合		23
平成 19 年 4 月 1 日	高島第二小 学校	高島第七小 学校	高島第二小へ の吸収統合	53	
平成 26 年 4 月 1 日	—	大山小 学校	板橋第六小、 板橋第十小へ の編入	52	
平成 30 年 4 月 1 日	板橋第一小 学校	板橋第九小 学校	板橋第一小へ 統合(合流)	51	
	上板橋第二 中 学校	向原中 学校	上板橋第二中 への吸収統合		22
令和 5 年度現在				51	22

2. 板橋区立学校の適正規模についての基本的な考え方

(1) 学校規模による教育上の特性等

学校毎の児童・生徒数や全学年の学級数といった学校の規模は、子どもたちにとって生活面や学習面だけでなく心理面にも影響を及ぼすものと考えられており、教育の現場における子どもたちの実態を踏まえて、学校教育や学校運営等の視点から審議を行い、次のように意見を集約し、学校規模が及ぼす特性について示した。

一定の集団の大きさが確保された学校においては、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし、豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させることに加えて、学校運営や教員の資質向上等の面でも様々な良さが発揮されている。

集団規模が過大となった場合、児童・生徒一人ひとりの把握やきめ細かな指導、学校行事で活躍できる場の提供がしづらくなる傾向があり、学校運営に支障が生じないように配慮する必要がある。

一方で、集団規模が過少となった場合、クラス替えが困難なこと等による子ども同士の人間関係の固定化や、教員数が少ないことによる教員の校務についての負担増、教員間の指導力向上や人材育成機能が不十分となる懸念等、学校教育としての役割を十分に果たすことが難しくなると考えられる。

(1) 学校教育面

	メリット	デメリット
小規模校	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒一人ひとりに目が届きやすい。 ○学校行事等において、児童・生徒一人ひとりの活躍の機会が多い。 ○児童・生徒相互の人間関係が深まり 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な考え方に触れる機会や学び合 いの機会、切磋琢磨する機会が少 くなりやすい。 ●学校行事や集団教育活動において、 活動内容に制約が生じやすい。

	<p>やすい。</p> <p>○異学年間の交流が生まれやすい。</p>	<p>●多様な学習形態・指導体制が取りにくい。</p> <p>●人間関係や評価が固定化しやすい。</p>
大規模校	<p>○多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい。</p> <p>○学校行事や集団教育活動において、多様な活動内容になりやすい。</p> <p>○多様な学習形態・指導体制が取りやすい。</p> <p>○人間関係の多様化により、社会性や協調性、たくましさを育みやすい。</p>	<p>●児童・生徒一人ひとりに目が届きにくい。</p> <p>●学校行事等において、児童・生徒一人ひとりの活躍の機会の設定が難しい。</p> <p>●集団に埋没し、個性を発揮しにくい。</p> <p>●人間関係が希薄になりやすい。</p>

(2)学校運営面

	メリット	デメリット
小規模校	<p>○教職員間の意思疎通が図りやすく、連携が密になりやすい。</p> <p>○学校が一体となって活動しやすい。</p> <p>○特別教室や供用設備等の利用調整がしやすい。</p>	<p>●教職員が少ないため、経験や教科、特性等の配置のバランスがとりにくい。</p> <p>●教職員一人に対する校務分掌が多くなりやすい。</p> <p>●教職員同士による相談・研究が行いにくく、切磋琢磨が生まれにくい。</p>
大規模校	<p>○教職員が多いため、経験や教科、特性等の配置のバランスがとりやすい。</p> <p>○教職員一人に対する校務分掌が少なく、組織的に行いやすい。</p> <p>○教職員同士による相談・研究が行いやすく、切磋琢磨も生まれやすい。</p>	<p>●教職員相互の連絡調整が図りにくい。</p> <p>●特別教室や供用設備等の利用調整が難しく、活動に一定の制約が生じやすい。</p>

(2) 板橋区立学校における教育上望ましい学校規模

- 小学校：12 学級から 18 学級
- 中学校：12 学級から 18 学級

学校の適正な規模については、教育環境の変化や教育活動の内容、学校施設や地域の実情、子どもや保護者のニーズ等により多様な考え方があるが、教育環境や教育条件の整備を進める観点から、区として教育上「望ましい学校規模」を想定しておくことは必要なことであると考えます。

まず始めに、学校規模について、学校教育法施行規則第 41 条⁶及び第 79 条⁷では小中学校ともに 12 学級から 18 学級が標準であるとされており、区においても当該規模の学校が令和 5 (2023) 年 5 月現在、小学校 51 校中 34 校、中学校 22 校中 11 校となっている。加えて、東京都教職員定数配当基準によると、中学校における教員の配置数について、15 学級と 18 学級を比較した場合、5 名増となり学級数の増加数よりも教職員定数の増加数が多いといった点や、人員増により児童・生徒一人ひとりをより把握しやすくなることや一人の教員にかかる校務分掌の負担が減るなど学校運営が円滑になるといった多くのメリットが考えられる。

以上を踏まえたうえで、平成 24 年答申で示した「中学校：12 学級から 15 学級」を見直し、教育上「望ましい学校規模」を国が示す標準にあわせ、「小中学校ともに 12 学級から 18 学級」であるとした。

次に、1 学級あたりの人数では、小学校においては、令和 3 (2021) 年度から導入された「35 人学級編制」が段階的に実施されていることに伴い、1 学級あたりの平均児童数が減少⁸し、平成 24 年答申で示した教育上「望ましい学校規模」である 1 学級あたり 20～30 人が概ね実現している。

中学校では「40 人学級編制」を基本としているものの、1 学級あたりの平均生徒数は 34.4 人であり、平成 24 年答申で示した教育上「望ましい学校規模」である 1 学級あたり 30～35 人を概ね実現している。また、中学校における「35 人学級編制」の導入の可能性についても、今後示されるであろう国の考えや動きについて注視し、考慮しておく必要がある。

⁶ 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

⁷ 同法第四十一条から(中略)の規定は、中学校に準用する。

⁸ P.15 表 1 参照

さらに、区内の多くの学校では、数学や英語等の教科において習熟度に応じた授業や少人数授業の展開、ティーム・ティーチング⁹が行われており、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導が行われている。加えて、授業をはじめとする学校運営をサポートする役割として、学力向上専門員や学校生活支援員等の人材を配置することで、円滑な学校運営と個別最適な指導に取り組んでいる。

また、平成 24 年答申で示した 1 学級あたりの人数の下限値(小学校 20 人、中学校 30 人)を区独自の学級編制として実現しようとした場合、令和 5 (2023)年 5 月時点と比べて、小学校では 504 学級、中学校では 74 学級増加し、増加分に対応するための担任教員 578 名を区で独自に採用する必要がある。全国的な教員不足の現状¹⁰を鑑みると人材確保が極めて困難であることに加え、区が独自採用した教員のキャリア面における課題、学級数増に伴う教室不足をはじめとした施設面での対応等の様々な課題があり、区が独自で少人数学級編制を実現することは難しいと言わざるを得ない。

以上のように、国の学級編制基準に基づき平成 24 年答申で示した教育上「望ましい学校規模」を概ね実現している現状や、様々な支援人材の配置、授業形態や進め方の工夫により、子どもたちにとっての個別最適な学びが保障されている現状のほか、区独自で少人数学級編制を導入することは人材確保及び教員の人事面や施設面の観点からも現実的ではないことを踏まえ、平成 24 年答申の内容を見直し、1 学級あたりの人数については「明記しない」こととした。

一方で、教育上「望ましい学校規模」として 1 学級あたりの人数を明記しないものの、引き続き教育環境の充実を図っていくために、教職員の配置や学級編制基準の見直しについて、区から国や東京都に対して、機会を捉えて要望していく。

【表 4 平成 24 年答申との比較】

	平成 24 年答申	本答申
学校規模	小学校：12～18 学級 中学校：12～15 学級	小学校：12～18 学級 中学校：12～ <u>18 学級</u>
1 学級あたりの人数	小学校：20 人から 30 人 中学校：30 人から 35 人	<u>明記しない</u>

⁹ 授業において 2 人以上の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式。

¹⁰ 平成 30 (2018)年度採用候補者選考(令和元(2019)年度採用)応募者数 13,461 名、応募倍率 3.9 倍に対して、令和 5 (2023)年度採用候補者選考(令和 6 (2024)年度採用)応募者数 9,465 名、応募倍率 2.7 倍(東京都教育庁報道発表資料より)

3. 板橋区立学校の適正規模及び適正配置の実現にあたり検討すべき事項

(1) 基本的な考え方

子どもたちのために、より良い教育環境の整備と教育の質を充実するためには、学校規模の適正化だけでなく、学校の適正配置にも取り組むことが重要である。

区では、近年、一時的な児童・生徒数の増加が見られるものの、「板橋区人口ビジョン」によると、長期的には令和 12(2030)年をピークに年少人口が減少していくことが予想されており、適正規模化による教育環境の整備に加えて、人口減少の可能性を見据えた学校の適正配置を検討する必要がある。

具体的には、大規模集合住宅の建設計画を踏まえた通学区域内の児童・生徒数の推計や、通学距離をはじめとした通学に係る安全面を考慮した通学区域の調整を行い、学校の規模が適正となるように学校を配置することが重要である。

また、学校施設は学び舎としての機能の充実という本来の役割に加えて、地域の活性化や災害に強い地域づくりを進めるための地域活動や防災活動の拠点としての役割を担っていることを踏まえながら、将来的な教育環境の変化も見据えた学校の適正配置について実現することが、区には求められている。

(2) 検討事項

学校の適正規模・適正配置の実現にあたっては、学校や地域が抱える固有の事情や課題に加え、区全体の公共施設のあり方と将来的な学校施設のあり方、維持管理等の課題を総合的に検討する必要がある、そのうえで持続可能な教育環境の整備をすることが求められる。

審議会では、様々な観点から適正規模・適正配置の実現にあたって検討すべき事項を明らかにした。検討に際しては、以下に示した 3つの事項を踏まえた有効な方策を導き出していくことが望ましい。

① 通学区域

通学区域は、居住地から学校までの距離だけでなく、児童・生徒の安全性や学校の適正規模、学びのエリアとの整合など様々な要因に基づいて設定されている。

本審議会では、通学区域を検討する際に考慮すべき様々な要因について、「基本とするもの」と「配慮するもの」に分けて整理・検討を行った。

通学区域の検討に際しては、子どもたちの教育環境の維持・向上に係る「学校規模」、「通学の安全確保」及び「小学校と中学校の通学区域の整合性」を基本とする必要がある。

また、円滑な学校運営の観点から町会・自治会区域及びPTAや青少年委員の地区

分け等様々な点に配慮して検討すべきである。

通学距離に関しては、通学距離や道路状況等を総合的に考えて弾力的に考える必要があり、特に中学校においては小学校の通学区域と整合性を図ることをめざして、より柔軟に検討することが求められる。

	通学区域の検討にあたって考慮すべき要因
基本とするもの	適正規模の実現 / 安全性・通学距離 / 小・中学校の通学区域の整合性
配慮するもの	町会・自治会 / 支部区域との整合性 / その他事項(PTA や青少年委員の地区分け等)

② 地域協議

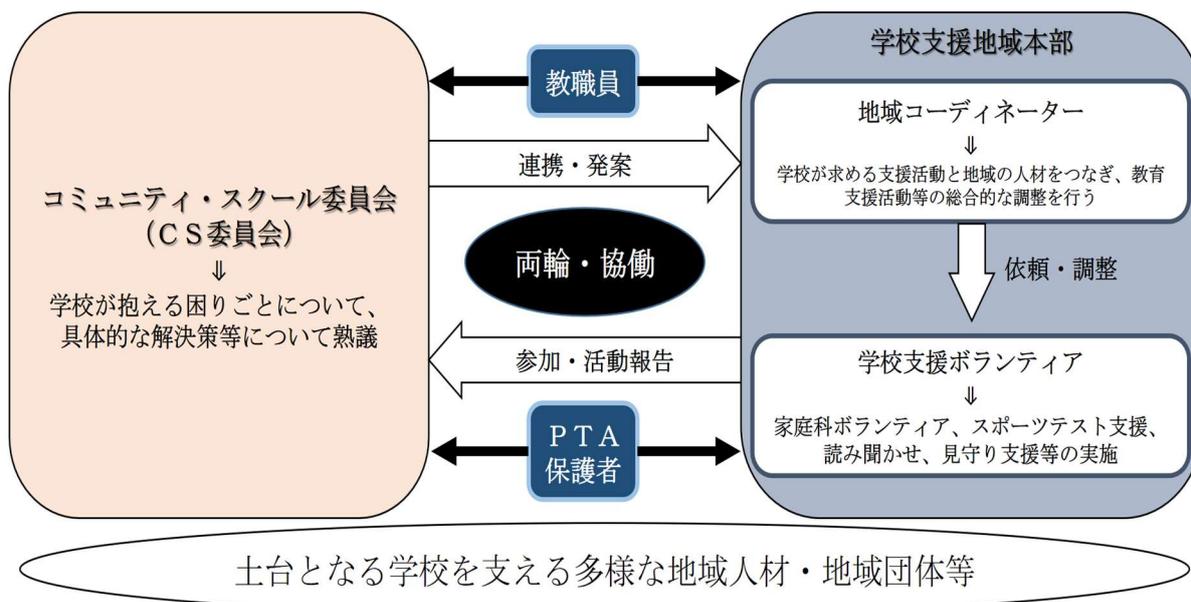
教育委員会ではこれまで適正規模化、適正配置の協議に際して「協議会」を設置し、学校関係者及び保護者や町会・自治会等の地域との間で意見集約と合意形成を図ってきており、引き続き保護者や地域での検討を重視すべきである。

適正規模化、適正配置が学校運営に与える影響は大きく、板橋区コミュニティ・スクール（iCS）のうち、学校運営を共に担うコミュニティ・スクール（CS）委員会が果たす役割は大きい。

今後は、iCSの両輪であるCS委員会や学校支援地域本部を活用するとともに、学校や地域の実状を勘案したうえで学校に関わる様々な立場の方からの意見を集めながら協議を進めることが求められる。ただし、CS委員会や学校支援地域本部を活用する際は、早期に情報提供することや協議機会を確保するといった配慮が必要である。

また、協議の過程において、必要に応じて教育委員会より対応可能な具体的方策を示す等、協議に係る負担軽減を図ることが望ましい。(図 14)

【図 14 板橋区コミュニティ・スクール（iCS）のイメージ】



③ 小中一貫型学校

小中一貫型学校の設置は、小中一貫教育を推進し、子どもたちのよりよい学習環境の整備と成長機会の提供のための1つの手段であり、**学校の形態における**新たな選択肢である。学校教育は幅広い知識と教養を身に付けるだけでなく、学校内外における社会的活動の促進や自主・自立及び協同の精神、規範意識等を養うことを目標としており、交流授業等による異学年間の交流は、子どもたちの学習意欲の向上に繋がるほか、学習面だけに留まらず、下級生に対する優しさや上級生への憧れを抱くことや人間力、社会性、自己肯定感の向上に繋がる等、多くの教育効果が期待できる。

区では中学校を核として周辺の小学校をグループ化した学びのエリアを設定し、小中一貫教育を行っている。今後設置される小中一貫型学校においては、学校や地域の事情を踏まえながら、特色ある学校づくりや先駆的な研究を進め、その取組や効果を全区的に波及させることにより、小中一貫教育を全ての学びのエリアで効果的に推進していくことが求められる。

新たな選択肢である小中一貫型学校では、これまでの学校現場における課題の解消に資するためだけでなく、義務教育9年間を意識しためざす子ども像を学びのエリア内で共有し、地域の実情を踏まえた特徴的な取組を検討・推進することが重要な役割となる。

また、小中一貫型学校の周辺の小学校からの進学者と、小中一貫型学校の小学校からの進学者との間で人間関係の構築に差が出ないように配慮する必要がある。

小中一貫型学校の設置にあたっては、学校によって学級数や通学区域が様々であることや学校間の距離等が異なることから、一概に整備条件を掲げることは難しいが、以下の点に考慮し検討することが望ましい。

設置にあたって考慮すべき内容
①小学校と中学校の通学区域の整合性や就学傾向／②通学距離や通学にかかる安全性

IV. 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備について

1. 基本的な考え方

区の学校施設は、昭和 30 年代から昭和 40 年代の児童・生徒の急増に伴い、集中的に整備が進められたため、数多くの学校が改築や改修等の更新時期を迎えている。また、区が保有する多くの公共施設のうち、小中学校以外も含めた学校教育施設は全体の約 6 割弱を占めていることから、持続可能な学校施設整備を行うことは喫緊の課題となっている。

加えて、将来的な人口減少の可能性を見据えながら、様々な学びのスタイルに対応し、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」に向けて、学校施設の整備に取り組むことが求められている。

整備にあたっては、これまで区が取り組んできた「オープンスペース型運営方式」や「教科教室型運営(教科センター)方式」等の取組、大規模集合住宅の建設に起因する一時的な児童・生徒数の増加や多くの学校が更新を控えている個別事情を踏まえながら、更なる教育環境の変化の可能性、インクルーシブ教育、**不登校児童・生徒への対応といった視点を**考慮したうえで、児童・生徒や学校、保護者、地域など様々な主体と連携した取組が重要である。

2. 検討すべき事項

(1) ICT 化

ICT 環境の整備は個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のために必要不可欠なツールであり、また、教員の長時間労働や働き方改革を実現する上でも重要なものであると考える。

区教委では、国が掲げる「GIGA スクール構想」を踏まえて、令和 2 年に板橋区スマートスクールプロジェクトを策定し、一人一台端末やデジタル教科書等といった ICT 環境を整備してきたところである。しかし、予測不可能で変化の激しい現代においては、ICT 技術の更なる高度化への対応や ICT 機器及びネットワーク環境の更新を意識した施設整備・維持に引き続き取り組んでいく必要がある。

また、区の ICT の活用に関する計画との整合や学校現場とも連携を図りながら、ICT 環境の更なる活用を検討し推進していくことで、子どもたちの学習環境が充実し、教員の働きやすさや指導力が向上することで、子どもたちのより良い成長に繋げていくことができると思う。

(2) 施設内容

施設内容を検討する際は、オープンスペースをはじめとする学校全体が学びの場所で

あるという認識の中で、児童・生徒の学び舎であるという学校全体の機能の充実と、子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びや協働的な学びの実現、中学校における 35 人学級編制の導入の可能性をはじめとする、新たな教育環境への対応が可能となる柔軟な設え等を重要な視点として捉える必要がある。

加えて、そこで学ぶ子どもたちの要望やそこで働く教職員の意見を取り入れながら、性のあり方をはじめとする多様性の視点を踏まえる等、学校に関わる様々な方の意見を尊重しながら施設内容について議論していくことが望ましい。

また、学校施設は、地域活動拠点や防災拠点としての機能が求められており、今までと同様に地域とともにある学校としての複合的な施設内容となるよう検討する必要がある。併せて、地域開放部分と学校専用部分とのセキュリティ管理や、施設管理における教職員の負担軽減について、ハード、ソフト両面から検討することが重要であり、加えて、地域防災機能を最大限活用するためには、日頃から学校と地域が連携し、防災・避難訓練等を実施し、災害情報を共有する等の取組を行い、防災意識の醸成に努めていくことが望ましい。

(3) 施設更新

施設更新にあたっては、年少人口の推計、集合住宅の建築計画、都市整備計画、当該学校施設の老朽化状況、区の財政状況等を踏まえるとともに、施設の多機能化や他の公共施設との複合化、また、近隣の学校との施設の共有化をはじめとした次世代の公共施設や学習空間のあり方を他自治体の例も参考にしながら総合的に判断し、教育委員会だけではなく区全体で取り組むことで、教育環境の充実に努めていく必要がある。

また、区の学校敷地は都内特有の土地情勢により限られた面積であることが多く、次世代型の学校施設を想定する場合は、必要な延べ面積を捻出するための高層化改築を選択肢の一つとして検討する必要がある。

【表 5 小学校改築・長寿命化改修等工事实施状況】

No.	学校名	実施内容(注 ¹)	校舎	体育館
1	志村第二小学校	長寿・維持	H16	H15
2	志村第五小学校	長寿・維持	H27	H26
3	志村第六小学校	長寿・維持	R6	R6
4	前野小学校	改築	未実施	H26
5	舟渡小学校	長寿・維持	R3	R3
6	志村坂下小学校	長寿・維持	H23	H22
7	若木小学校	長寿・維持	H19	H18
8	板橋第一小学校	改築	H24	H24

9	板橋第四小学校	長寿・維持	H23	H23
10	板橋第五小学校	長寿・維持	H16	未実施
11	板橋第十小学校	改築	R2	R2
12	上板橋第四小学校	長寿・維持	H28	H27
13	桜川小学校	長寿・維持	H18	未実施
14	大谷口小学校	改築	H19	H19
15	赤塚小学校	長寿・維持	R7～R9(予)	R7～R9(予)
16	紅梅小学校	長寿・維持	R3	R3
17	下赤塚小学校	長寿・維持	H27	H26
18	徳丸小学校	長寿・維持	H21	H20
19	三園小学校	長寿・維持	H19	H18
改修等実施校数(注 ²)			長寿・維持：15(1) 改築：3	長寿・維持：13(1) 改築：4

注¹/改築：従前の建物を取り壊して構造、規模、用途がほぼ同じである建築物を造り直す。改築後、80年程度使用することを目標とする。

長寿命化改修：外壁及び屋上防水改修、設備の更新のほか、物理的な不具合を解消して耐久性の向上と長寿命化を図る。長寿命化改修後、30～40年程度使用することを目標とする。

維持改修：躯体の劣化を抑制するために、屋上・外壁をはじめとした部位の予防保全となる維持改修を計画的に行うことで、建築物の長寿命化を目指す。維持改修後、20年程度使用することを目標とする。

注²/カッコ内は予定校の内数

【表 6 中学校改築・長寿命化改修等工事实施状況】

No.	学校名	実施内容	校庭	体育館
1	板橋第二中学校	長寿・維持	H23	H24
2	板橋第三中学校	改築	H23	H23
3	加賀中学校	長寿・維持	H20	H20
4	志村第一中学校	長寿・維持 改築	長寿・維持： H21(南棟) 改築：H21(西棟)	未実施
5	志村第二中学校	長寿・維持	H23	H21
6	志村第三中学校	長寿・維持 改築	長寿・維持：H20	改築：H19
7	西台中学校	長寿・維持	H28	H27
8	中台中学校	改築	H27	未実施
9	上板橋第二中学校	改築	R3	R3
10	上板橋第三中学校	長寿・維持	R5～R7	R5～R7
11	赤塚第一中学校	長寿・維持	H20	未実施

12	赤塚第二中学校	改築	H24	H24
13	赤塚第三中学校	長寿・維持	H18	未実施
14	高島第二中学校	改築	未実施	H22
	改修等実施校数(注 ¹)		長寿・維持：9 改築：5	長寿・維持：5 改築：5

注¹/上板橋第二中学校と向原中学校の統合校を旧向原中学校校地に建設。

(4) 特別支援教育

区では、障がいの種類や程度に応じて、「特別支援学級」、「特別支援教室（STEP UP 教室）」、「きこえとことばの教室」を設置しており、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な指導及び必要な支援に努めている（表 7）。

小学校では平成 28(2016)年度、中学校では平成 30(2018)年度から実施された特別支援教室（STEP UP 教室）の全校設置等により、教員の特別支援教育についての理解が広まった結果、一人ひとりに寄り添った丁寧な指導の必要性がより一層認識されるようになり、特別な支援を受けながら学ぶ児童・生徒数は多くなっている¹¹。

また、支援レベルに応じて特別支援学級や特別支援教室(STEP UP 教室)等を設け、心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援等を行う学校生活支援員等も活用しながら支援体制を充実させることで、子どもたち一人ひとりの特性に対応した適切な指導や支援、学びやすい環境づくりに努めている。

一方で、特別支援教育の制度や体制について、保護者や地域の理解を促進するためには、特別支援教育の内容や状況をより丁寧でわかりやすく情報提供・発信していくことが重要である。

また、支援を必要とする子どもたちの推移を予測することは難しいが、特別な支援を受けながら学ぶ児童・生徒数は多くなっている現状を踏まえると、今後、特別支援学級や特別支援教室(STEP UP 教室)等に関しての適正規模・適正配置について検討していく必要性も考えられる。

個別最適な学びの実現とインクルーシブ教育を実現させるため、子どもたちと教員が関わりやすい職員室配置や通常学級と特別支援学級が交流しやすい教室配置を検討し、通常学級と特別支援学級のそれぞれの教員が連携を図りやすい体制の構築と、学校と保護者や地域等、様々な主体と連携した支援体制の構築を考えていくことが必要である。

¹¹ P.10 図 7 参照

【表 7 板橋区特別支援教育の現状】

R5 年度	固定級	通級	
	特別支援学級	特別支援教室 (STEP UP 教室)	通級指導学級 (きこえとことばの教室)
内容	知的障がいの児童・生徒が対象。 固定学級に毎日通い学習する。	知的な発達に遅れが無い情緒・行動面で個別の対応が必要な児童・生徒が対象。 通常学級に通いながら、週 1 回程度、特別の指導を受ける。	聴覚障がい、言語障がいの児童が対象。 通常学級に通いながら、週に数時間、特別の指導を受ける。
設置校	小：12 校 (39 学級) 中：8 校 (26 学級)	小：51 校 中：22 校	小：3 校 (10 学級)
人数	児童：282 人 生徒：181 人	児童：690 人 生徒：208 人	児童：132 人

注/数値は、令和 5 年 5 月 1 日時点

V. 適正規模・適正配置に向けた取組

これまで述べてきたとおり、子どもたちのより良い教育環境を整備し、教育の質を充実していくためには、学校規模の適正化と学校の適正配置の双方に取り組むことが重要である。

区では、今回の中間まとめで示した教育上「望ましい学校規模」から外れる学校が 28 校存在している(令和 5 (2023)年度は小学校 51 校中 17 校、中学校 22 校中 11 校)が、既に述べてきたように、各学校ではそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供と教育の充実に取り組んでおり、「望ましい学校規模」から外れることが直ちに望ましくない教育環境にあると断定できない。

教育上「望ましい学校規模」を大きく外れる場合においては、区や学校、保護者、地域関係者等の関係主体が良好な教育環境の確保に向けて議論する必要がある、規模に応じた取組や考え方について、適正配置に向けた取組や考え方とあわせて、以下のとおりまとめた。

1. 小規模化対応

区では、これまで「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針(平成 24(2012)年)」や「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針(平成 25(2013)年)」に沿って、小規模化に関する課題を学校はじめ、地域、保護者と共有し、小規模化解消に向けて学校関係者による協議会を設置し、検討していくことを基本としながら、適正規模化の取組を推進してきた。これらの取組を継続しつつ、通学区域の変更といった児童・生徒数の増加に繋がる取組や年少人口の将来推計を踏まえた学校の統廃合について検討を進めるべきである。

また、全学年が単学級になる程度の過度な小規模化が進行している場合は、過小規模となったことで学校が抱える課題に対して、施設整備や運営面、指導面の工夫では十分な対応ができないことがあるとともに、過小規模校を避けて隣接校への入学を希望する児童・生徒の割合が高くなる傾向があることから、一層過小規模化が進むことによって教育面や運営面に及ぼす影響が大きく、より早急な対応が必要であると言える。

2. 大規模化対応

区内には大規模集合住宅の建設による一時的な児童・生徒数の増加や、小学校における35人学級編制の実施による学級数の増加によって、学校規模が大規模化している学校があり、大規模化対応は区が抱える喫緊の課題となっている。

大規模化の解消に向けた取組として新たに学校を設置することや通学区域を変更することが挙げられるが、新校設置は学校用地を確保することが難しく、多額の建設費用がかかることを踏まえると現実的とは言えず、また、通学区域を頻繁に変更することは児童・生徒、保護者に不安を与え、地域の混乱に繋がること懸念されるため望ましくない。

大規模集合住宅の建設における児童・生徒数の動態は、出生のピークが比較的まとまっていることから、増加は一時的なことが多い傾向にあるため、校舎の増築や改築等のハード面における対応を行うにあたっては、東京都が毎年公表している集合住宅児童・生徒等出現率表を参考に、当該校の通学区域を中心とした人口動態を確認し、学校規模の将来推計を踏まえて慎重に検討する必要がある。

今回、大規模化対応を検討するにあたって、大規模校の状況を把握するため、他自治体へのアンケート調査を行い、また学級数が多い区内小中学校の校長を本審議会に招いて大規模校の良い点や学校運営上の苦勞についてヒアリングを実施し、次のことが確認された。

大規模校の良い点として、児童・生徒数が多いことにより運動会等の学校行事に活気があり、多くの他者と日々接することにより切磋琢磨の姿勢と社会性が一層育まれる等、子どもたちにとってより良い成長に繋がる面があることに加え、多くの教員が配置されることにより教員間での協力体制が組みやすく、所掌事務の分散による負担軽減に繋げやすいこと、また、授業や教材研究においても職場内で研修が効果的に行うことができるといった組織運営や人材育成面でのメリット、さらに保護者も必然的に多くなるため学校を支援してくれる人材が確保しやすいといった多くの項目が挙げられた。

一方、学校運営上の課題として、全校朝礼や学年ごとに行う校外学習などの行事の場所の確保、安全確認など運営上の配慮事項が多い、特別教室や体育館、プールを利用する際に時間割の調整に労力を要する、副校長や養護教諭、学校医といった特定の職について、児童・生徒数に応じた配置がされているとはいえ、担当する人数が多いため負担が多くなる傾向がある、大規模化により給食室での調理のしやすさや効率化に工夫が必要である等

が挙げられた。これらの課題に対しては、学校内の多目的室や空き教室を有効活用し、適宜、時間割を調整しながら学校運営を行うとともに、副校長の事務的な補佐を行う副校長補佐、基礎学力の定着及び向上、学級の安定化等を図る学力向上専門員、心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援や学級運営の補助等を行う学校生活支援員、プリント印刷や授業準備の補助等、教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフなど様々な人材を配置することが有効であることが確認できた。

これらの状況を踏まえつつも、区内では新たな学校用地を確保することが困難であり、学校規模によって通学区域を頻繁に変更することが望ましくないことから、大規模化が進んでいる学校については、既存の学校施設における余剰スペースを普通教室に転用する等の施設整備を随時行い、様々な人材を適切に配置することで、課題が最小化するように努めていくことが重要である。

3. 適正配置

学校の適正配置を考えていくにあたっては、将来的な人口減少の可能性や教育環境の変化を見据えて、既存の考え方にとらわれない新たな視点が重要である。

具体的には、区がこれまで取り組んできた学校の統廃合は継続しながら、「学びのエリア」に加えて区全体を学びの場・空間と捉え、学校同士の学びの連携や学校教育と社会教育が連動した多様な学習環境といった新たな教育環境を構築していく。また、大規模集合住宅の建設計画を踏まえた通学区域内の児童・生徒数の推計や通学区域の調整を行うことで、学校の規模が適正となるように学校を配置することが重要である。

あわせて、地域活動や防災活動の拠点としての役割を踏まえながら、学校や保護者、地域等の関係主体と共に適正配置について取り組んでいく必要がある。

VI. おわりに

本審議会は、板橋区立学校の適正規模及び適正配置の検討にあたり区立学校の現状と問題点を整理し、事例研究による考察も加えながら議論を進め、適正規模及び適正配置の基本的な考え方、具体的な方策について一定の方向を見出すことができた。本答申は、それらを提言としてまとめたものである。

教育委員会においては、本答申を真摯に受け止め、子どもたちの「未来を切り拓くための資質・能力」を育成する教育環境の整備・充実に向けて、最大限努力すべきである。

また、各学校、保護者、地域関係者は、互いに連携・協力し、未来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を実現、持続するための視点に立ち、十分に検討してほしい。

本答申がその指針となることを切に願ってやまない。